

下條村簡易水道事業經營戰略

計画期間：2019年度 ～ 2028年度

2019年3月

長野県下條村

目 次

1	事業概要.....	1
	(1) 事業の現況.....	1
	(2) これまでの主な経営健全化の取組.....	3
	(3) 経営比較分析表を活用した現状分析.....	4
2	将来の事業環境.....	9
	(1) 給水人口の予測.....	9
	(2) 水需要の予測.....	10
	(3) 料金収入の見通し.....	11
	(4) 施設の見通し.....	12
	(5) 組織の見通し.....	13
3	経営の基本方針.....	14
4	投資・財政計画（収支計画）.....	15
	(1) 投資・財政計画（収支計画）.....	15
	(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明.....	15
	(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	17
5	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	18
	投資・財政計画（収支計画）.....	19
	経営比較分析表.....	21
	用語解説.....	22

1 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供給開始年月日	昭和 39 年 4 月 1 日	計画給水人口	4,100 人
法適（全部・財務） ・非適の区分	非適 (H35/4 適用予定)	現在給水人口	3,749 人
		有収水量密度	245.6 m ³ /ha

② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 伏流水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input type="checkbox"/> その他					
施設数	浄水場設置数	1	配水池設置数	6	管路延長	115,752m
施設能力	2,090 m ³ /日	施設利用率	59.8%			

③ 料金（税込み）※2019年3月末時点

名称	用途	基本料金 1 か月につき				超過料金 1 m ³ につき	
		水量に対する料金		量水器に対する料金			
		水量	料金	口径	料金		
下條村 簡易水道	一般用 営業用	8 m ³ まで	1,200 円	13mm	100 円	9~19 m ³	120 円
				20mm	180 円		
				25mm	190 円	20~299 m ³	140 円
				30mm	320 円		
				40mm	370 円	300~499 m ³	130 円
				50mm	890 円		
				75mm 以上	2,340 円	500 m ³ 以上	110 円

料金改定年月日 平成 9 年 4 月 1 日

④ 水需要の状況

給水人口が平成 23 年度から平成 29 年度にかけて約 8%減少しており、有収水量は約 10%減少しています（図-1）。

今後も人口減少に伴い減少傾向が続くことが予測されます。

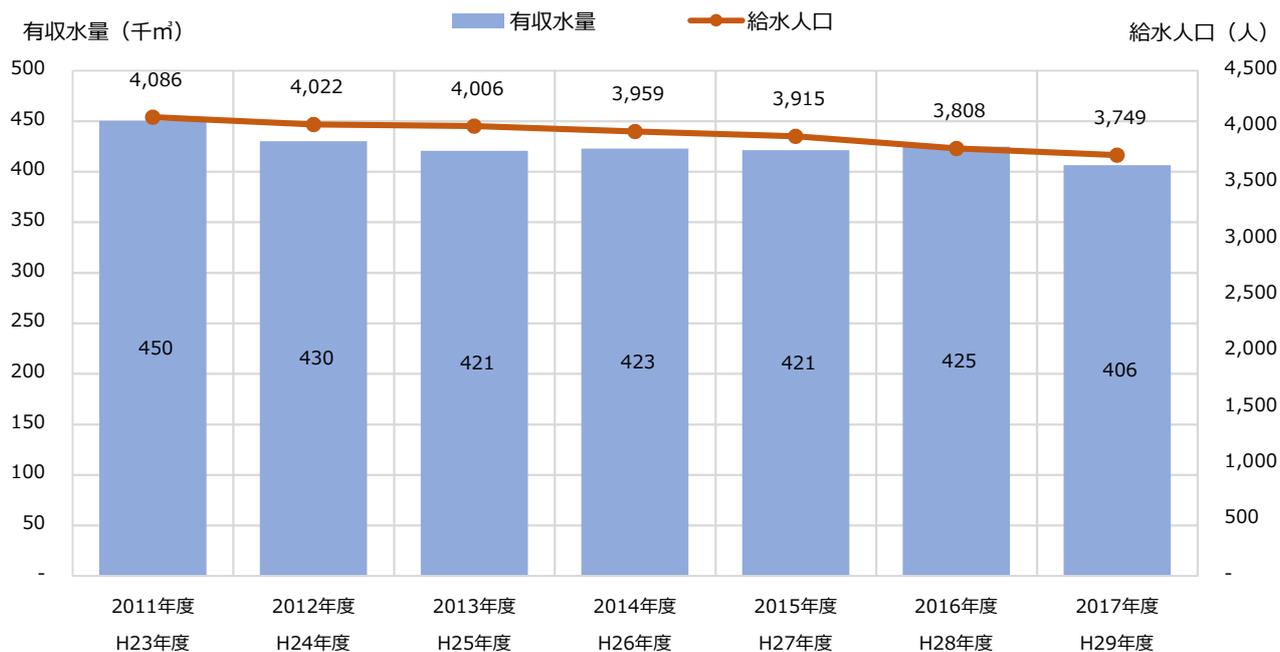


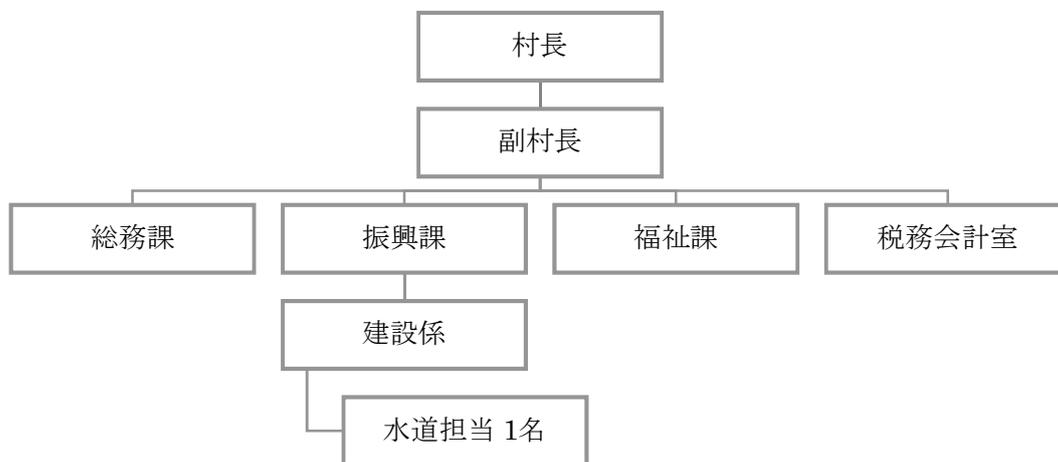
図-1 水需要の状況

⑤ 組織

簡易水道事業は振興課建設係が所管しています。

振興課建設係の職員は4名で、うち1名が簡易水道事業を担当しています。簡易水道事業の担当者は建設係の他の業務も兼務しています。

浄水場の保守管理業務、検針業務及び水質検査業務は民間へ委託しています。



(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 借入利子の負担軽減

新規の起債をできるだけ行わずに、地方債の償還を進め支払利息の削減をしてきました。利息の支払額は平成23年度の23.4百万円から、年々減少し平成29年度は7百万円となっています(図-2)。

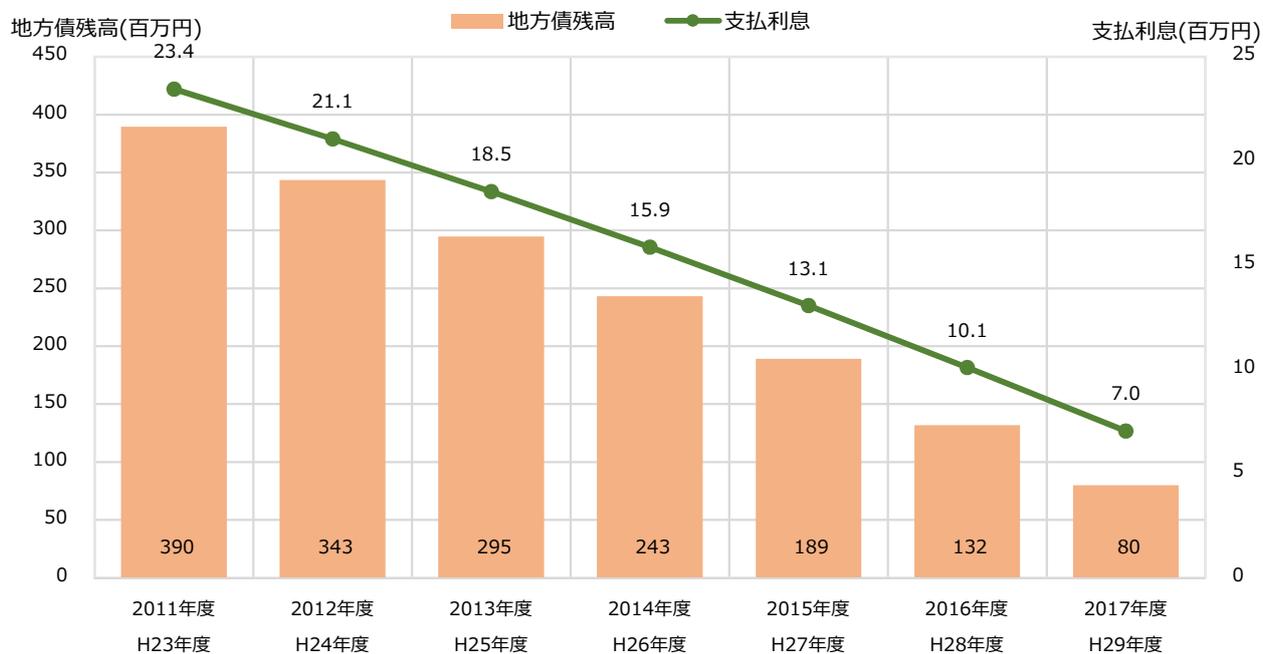


図-2 地方債残高と支払利息

② 利用量の増加

住宅開発による転入者の定住促進、子育て支援や若者定住対策事業による出生率の増加、工場誘致などを通して水利用量の増加を図ってきました。

③ 滞納防止

未納者への速やかな連絡や戸別訪問などを通して、料金の滞納を防止してきました。長期間にわたって滞納が発生していません。

④ 経営合理化

簡易水道の担当者が他の業務も兼務し、また、外部委託を活用することで、職員は最少の人数で運営を行っています。

また、小規模の修繕工事などは業者へ委託するのではなく、村が資材を提供し住民が協力して工事を行う事で経費の削減を図ってきました。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は別紙参照

① 収益的収支比率について

下條村の収益的収支比率は74.8%（平成29年度末時点）であり、類似規模団体の平均値（平均値）を下回っています（図-3）。

数値が100%未満である場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

なお、一般会計からの繰入金で補てんされている額を除いて算定すると67.5%であり、仮に料金収入だけで赤字を解消しようとした場合は、現在の料金水準を約1.5倍にする必要があるということになります。

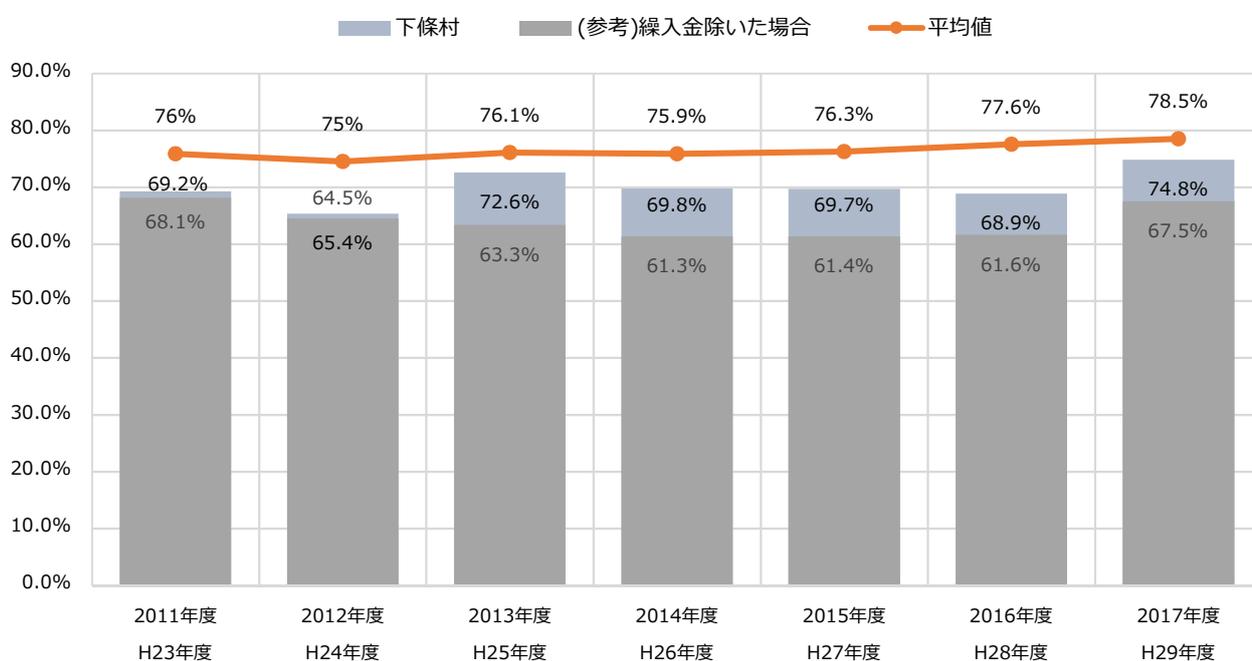


図-3 収益的収支比率

② 地方債残高対給水収益比率について

下條村の地方債残高対給水収益比率は131.9%（1.3倍）となっており、仮に料金収入すべてを地方債の償還に充てた場合、完済までには約2年要することになります（図-4）。

地方債の残高は約8,000万円で、新たな起債がなければ2020年度には完済する予定です。

類似規模団体の平均と比べても少ない水準にあります。

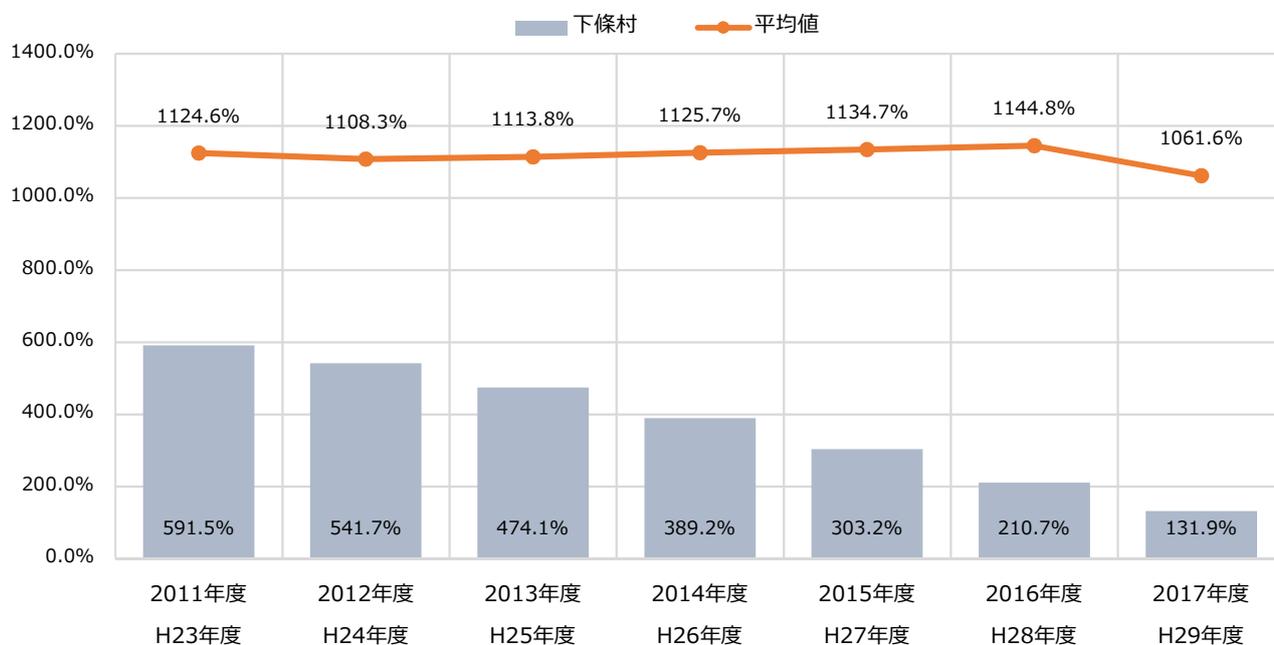


図-4 地方債残高対給水収益比率

③ 給水原価について

下條村の1 m³あたりの給水原価は222.47円となっています。類似規模団体の平均より低い水準にあります（図-5）。

平成29年度の給水原価のうち維持管理費は77.55円/m³、資本費は144.92円/m³となっています。類似団体と比べて給水原価が低い水準にあるのは、施設等の建設時の財源として起債した地方債の償還が進み、資本費の大部分を占める毎年の償還金が少なくなっているためです。

将来的には、老朽化した施設や管路の更新により資本費が増加していくことが予想されます。

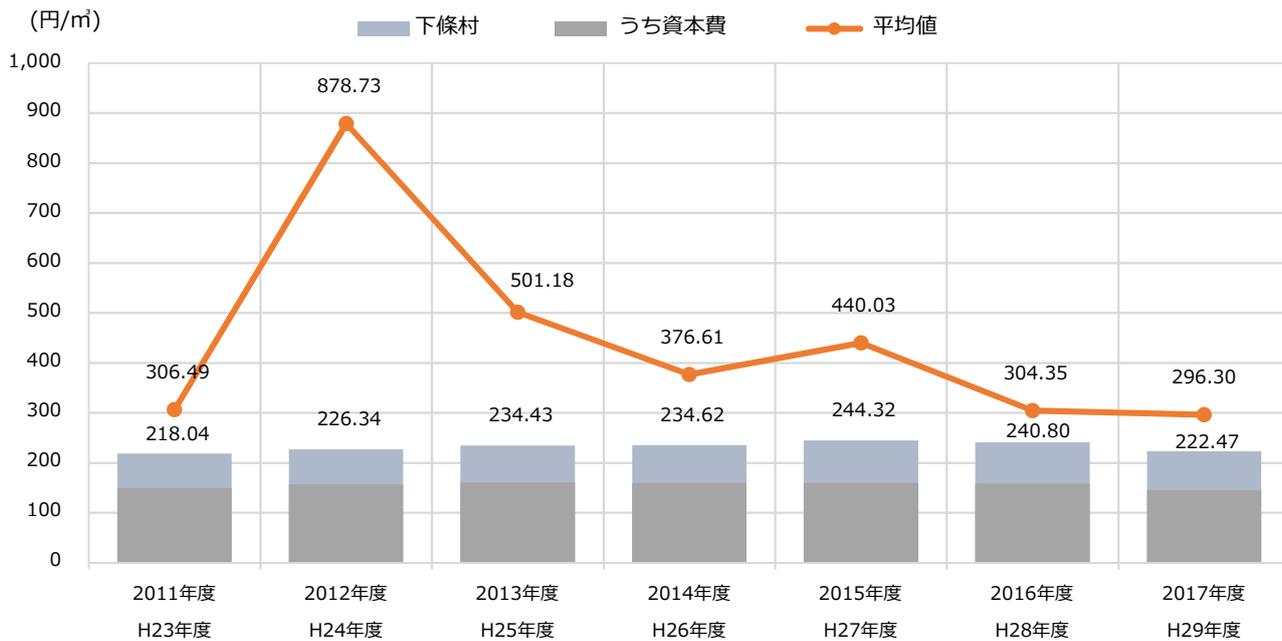


図-5 給水原価

④ 有収率について

下條村の有収率は約 80%台後半で推移しており、類似規模団体の平均値を上回っていますが、10%以上は収入に結び付いていない給水があることとなります (図-6)。

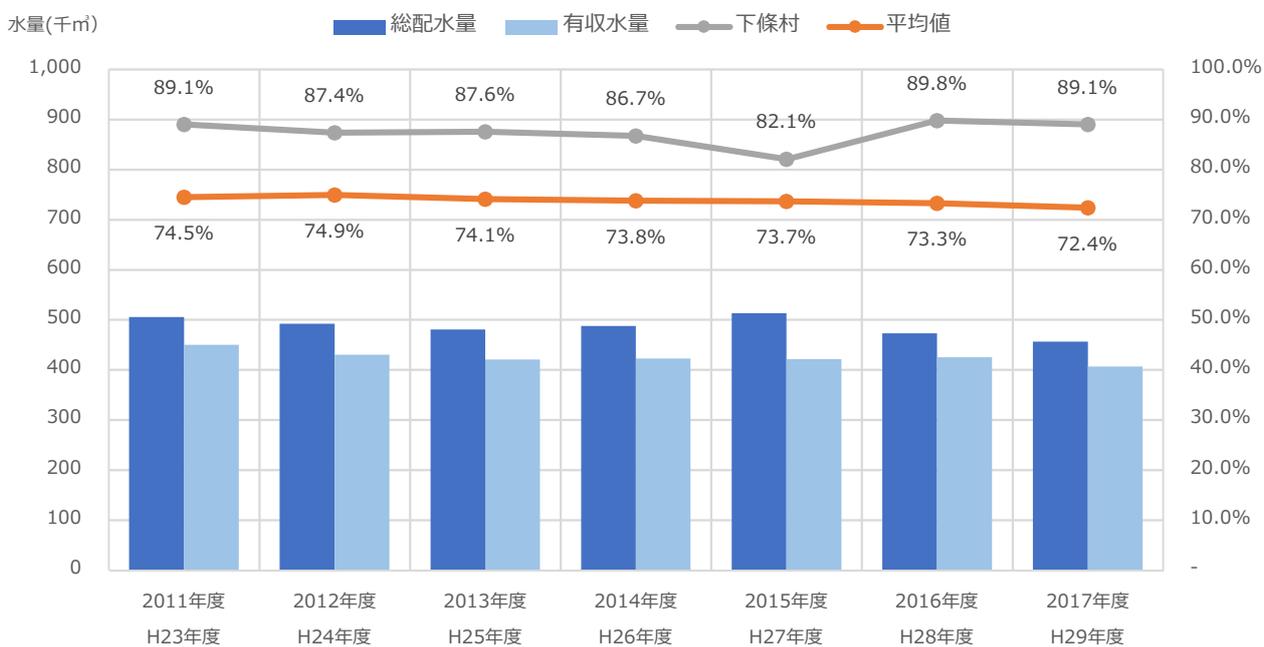


図-6 有収水量と有収率

⑤ 料金回収率について

下條村の料金回収率は60%台で推移しており、類似規模団体の平均値を上回っています。但し、100%を大きく下回っており、給水原価を回収できる料金水準にはなっていません（図-7）。

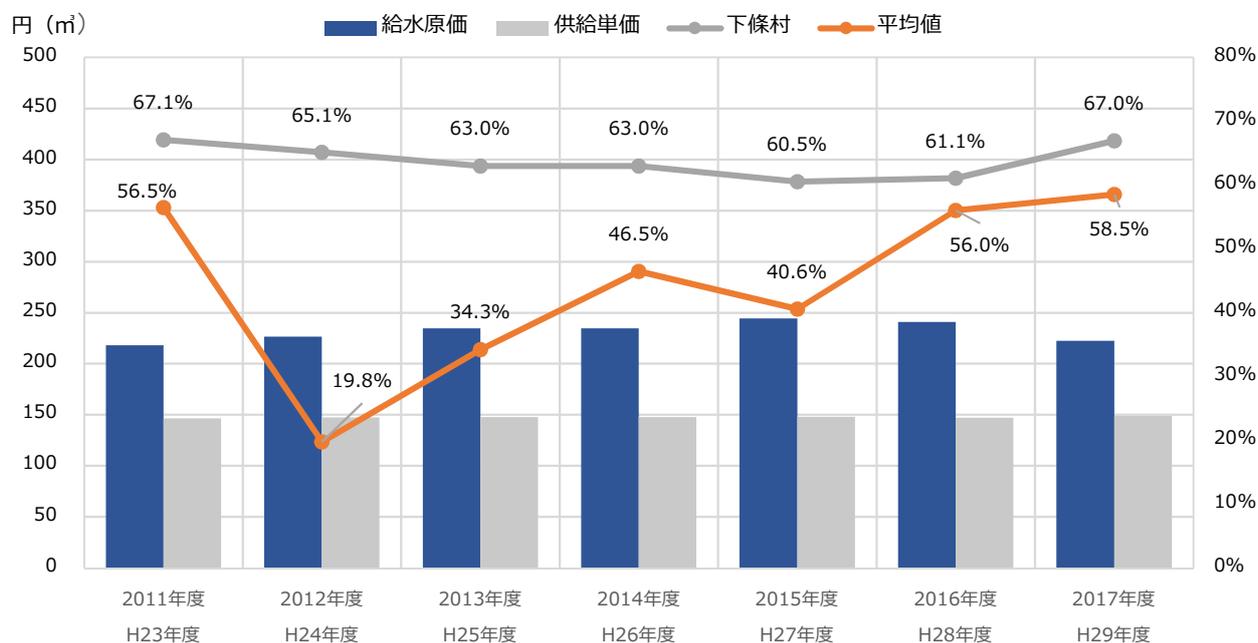


図-7 料金回収率

⑥ 施設利用率について

この指標は一般的には高い数値であることが望まれ、低すぎると水需要に対し既設規模が過大になっている可能性があります。下條村の施設利用率は類似規模団体の平均値に比べると高い水準にあり、現時点で問題はないと考えられます。但し、低下傾向にありますので今後注意が必要です。（図-8）。

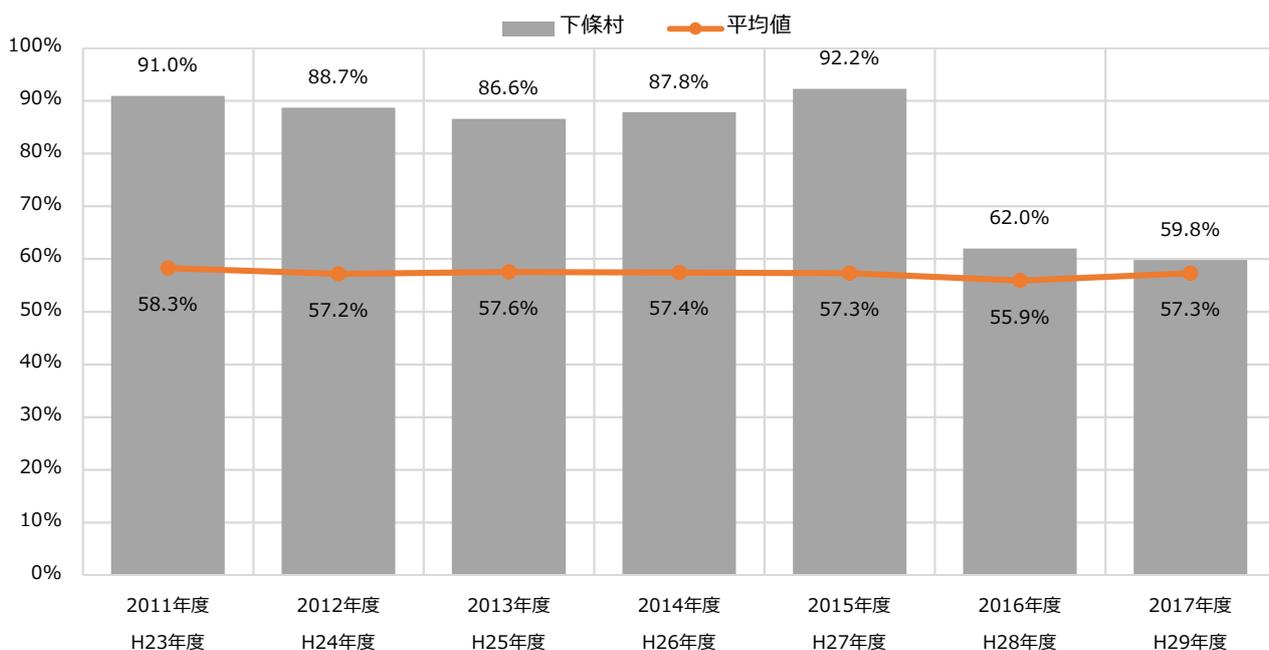


図-8 施設利用率

⑦ 管路更新率について

下條村の管路更新率は1%以下で推移しており、直前2期では0%となっています(図-9)。これは管路の更新が行われていなかったことを意味しますが、下條村の水道事業は供用開始が平成3年度と比較的近年であるため、更新が必要になるほどに老朽化した管路がなく更新が必要なかったためです。

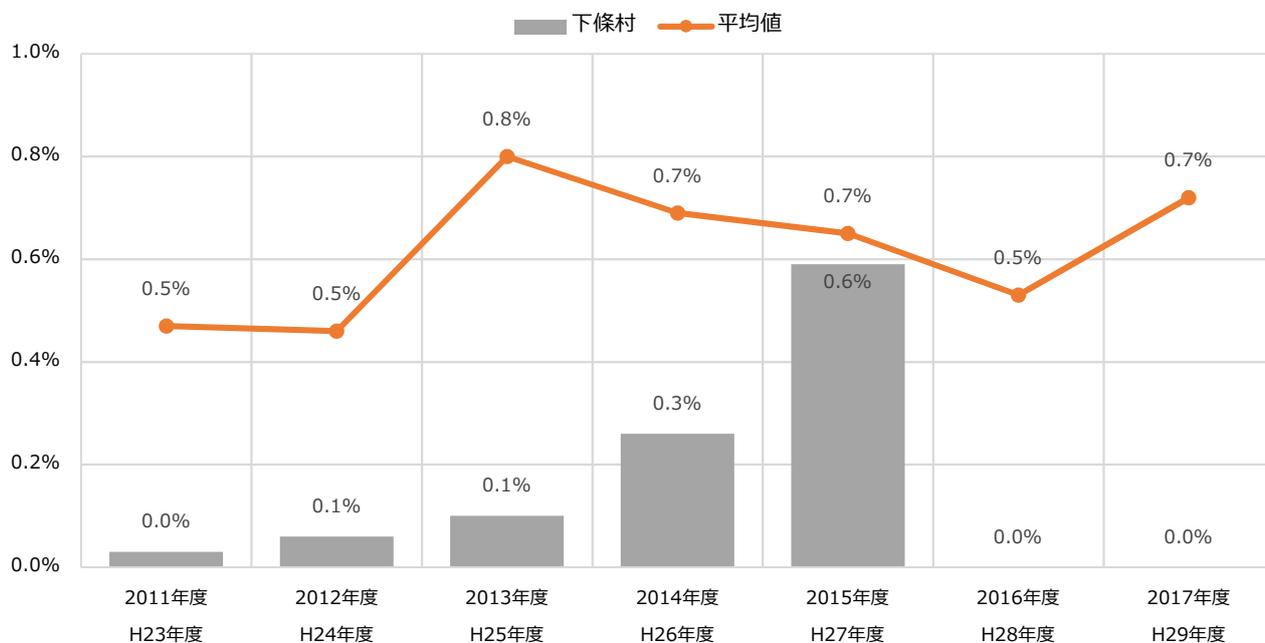


図-9 管路更新率

総括

収益性や財務安定性の指標は、類似規模団体と比較すると良好な水準にあるものの、絶対的な水準では収益的収支比率や料金回収率は100%を下回っており赤字の状態にあります。

独立採算制及び受益者負担の原則を前提とすれば、水道事業を永続させるためには安定的に黒字を維持できる収益構造を整えることが必要であり、できるだけ早期に収益的収支比率や料金回収率を100%以上に改善することが求められます。

施設の指標では、管路更新率は1%未満の水準であり、これはすべての管路を更新するためには100年以上かかるペースです。現時点では老朽化した管路は発生していませんが、管路の法定耐用年数は40年であり、近い将来に供用開始時に布設した管路の更新時期を迎えることになります。

現在の数倍のペースでの更新が必要になり、財政的な負担が多大なものになることも想定されます。将来の管路の更新に備えて財源の確保が重要な課題になります。

2 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水区域内人口は、給水区域内人口の実績を時系列傾向分析したうえで、『人口ビジョン』の地区別推計結果と整合を図ったうえで推計しました。

給水人口は、給水区域内人口に給水普及率を乗じて算出しました。給水普及率は、2018年度時点で100%であり、将来も100%と想定としています(図-10)。

平成30(2018)年度の給水人口は3,735人ですが、2028年度には3,595人まで減少することが見込まれます。

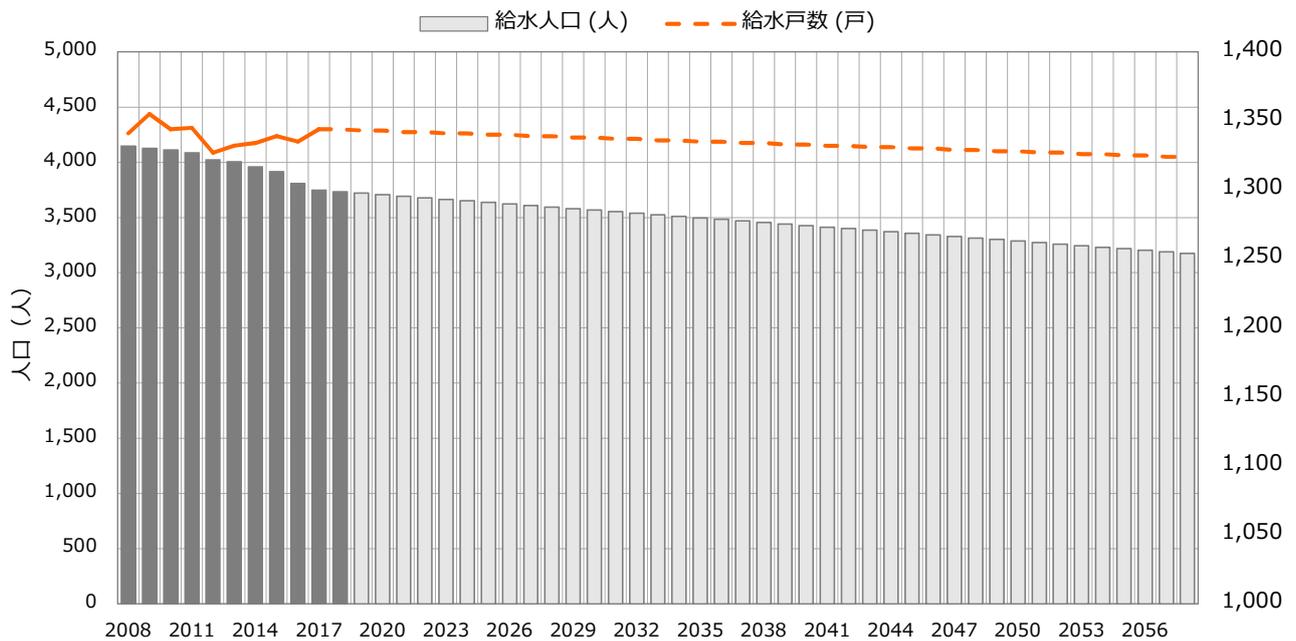
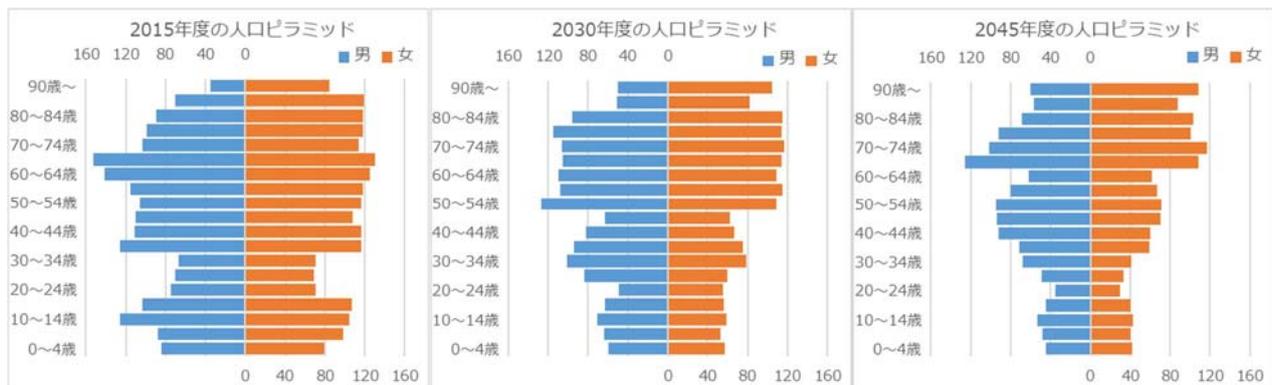


図-10 給水人口推計

(参考) 下條村の年代別人口推計 (人口ピラミッド (人))



出典：「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)。

(2) 水需要の予測

有収水量の予測については、過去の実績水量を用途別(生活用、業務用、工場用)に分類し、それぞれについて将来の水需要を推計しています。

生活用水量の推計にあたっては、人口減少が予測されており、給水人口についても減少傾向が続くと想定しました。業務用水量及び工場用水量は、直近5年実績ではほぼ一定で推移しており、今後も同程度の水量が続くと見込んでいます。

以上により、全体としての水需要は減少すると推計しています(図-11)。

平成30(2018)年度の有収水量は1,118 m³/日ですが、2028年度には1,080 m³まで減少することが見込まれます。

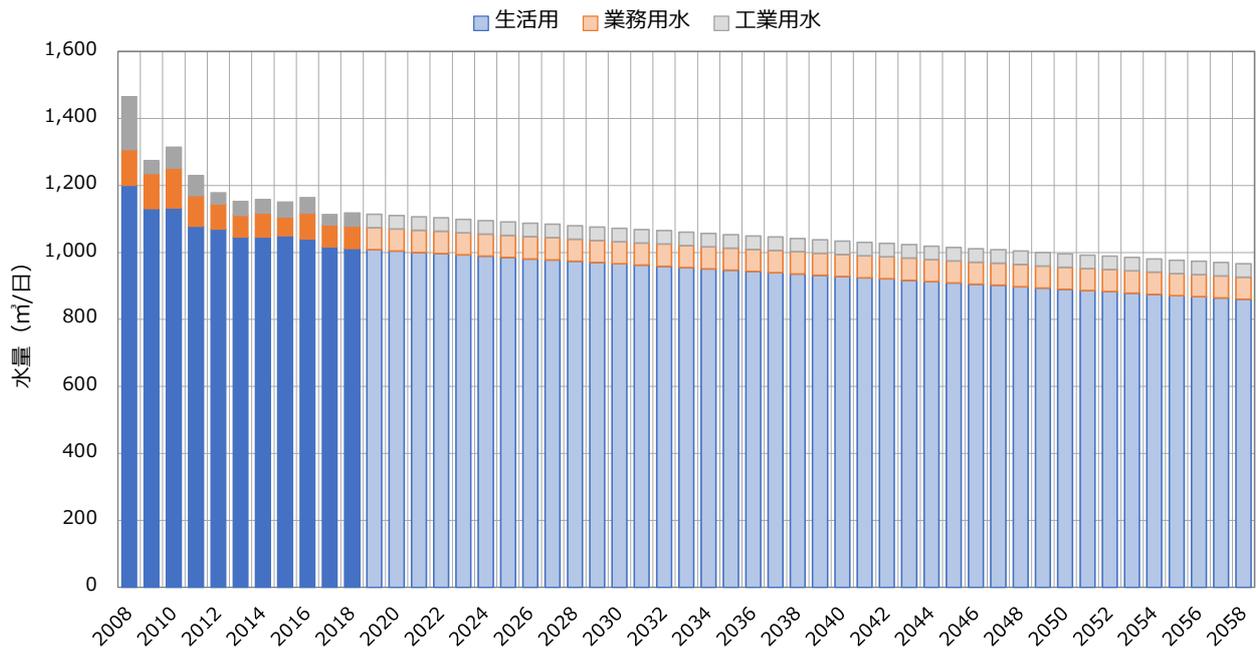
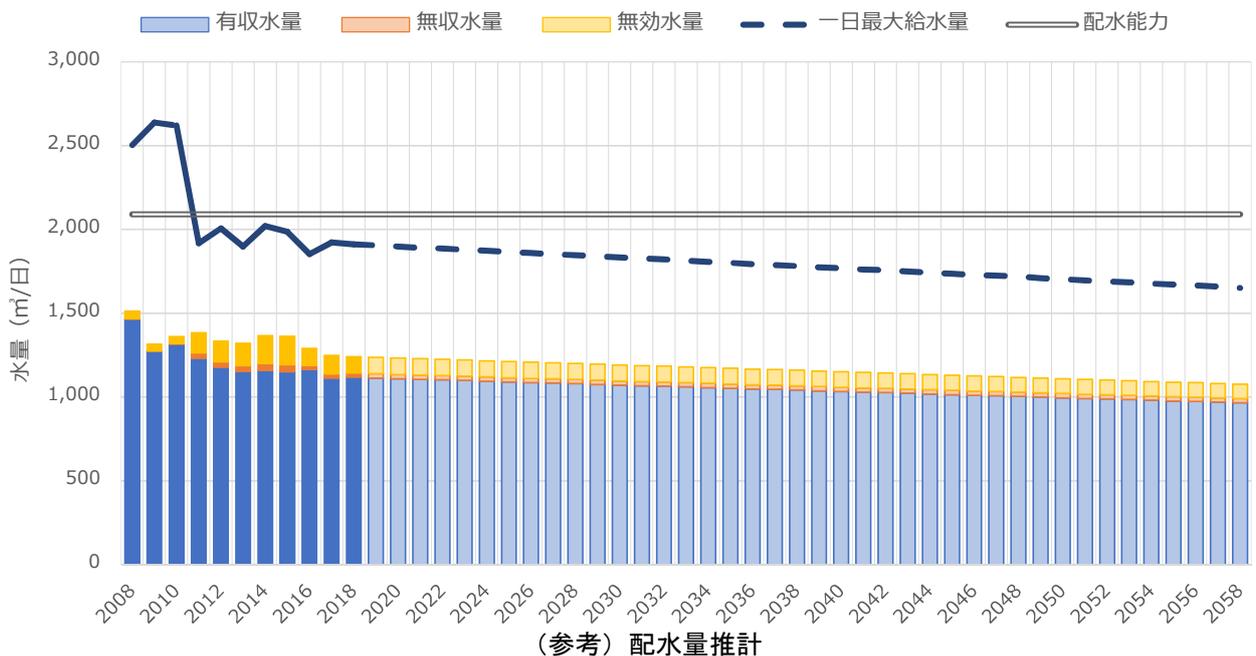


図-11 有収水量推計



(3) 料金収入の見通し

料金収入の予測は、契約戸数の予測及び有収水量の予測と基本料金と超過料金（従量料金の部分）の予測をもとに試算しています。基本料金及び超過料金は2019年度の消費税率の改正に合わせて5%程度の料金の改定を見込んでいます（図-12）。

その結果、平成30(2018)年度の料金収入は59,621千円（見込）であるところ、計画期間終了時点の2028年度では61,476千円になると予測しています。

なお、消費税の改正に合わせた料金改定の他にも、継続的に簡易水道の永続のためのあるべき料金水準を検討し、段階的に料金を改定することを予定しておりますが、現時点では改定時期や改定幅が確定していないため収支計画には反映させていません。

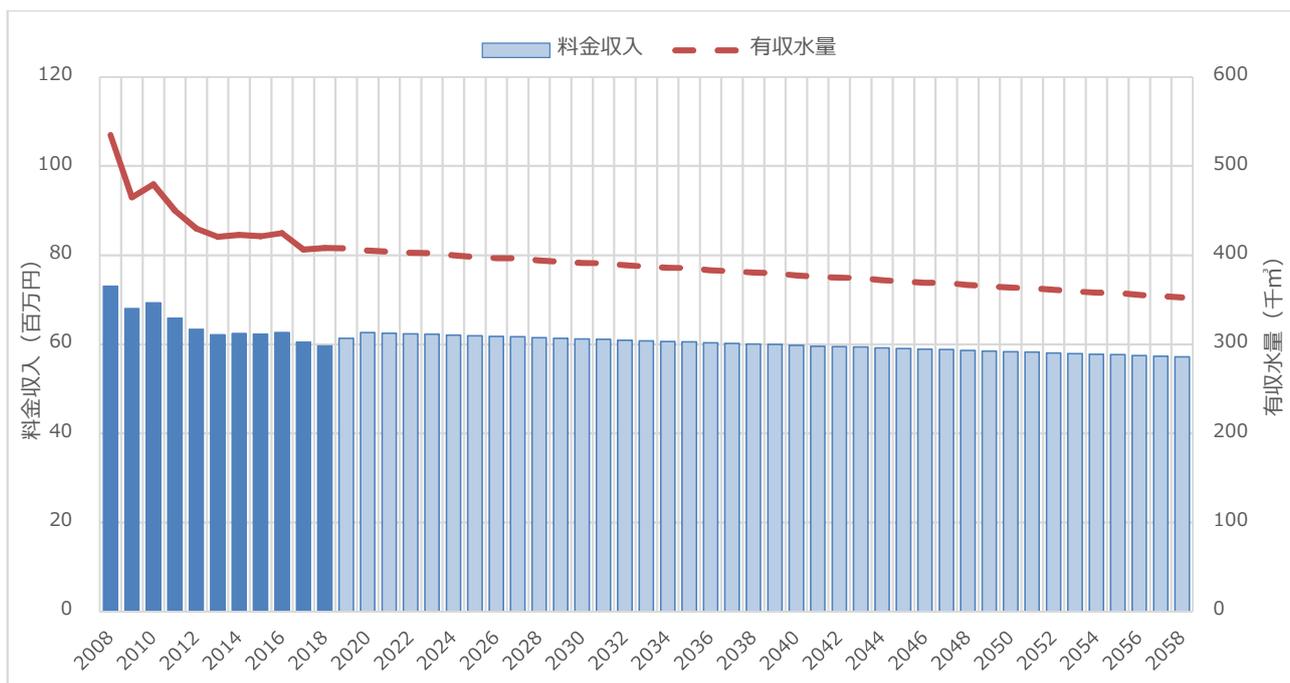


図-12 料金収入と有収水量

(4) 施設の見通し

下條村簡易水道事業は、昭和 61 年 5 月に水道事業経営の変更認可を受け、総事業費約 30 億円を投じて浄水場、配水池 6 箇所および配管約 8.3km といった水道施設の整備を行い、平成 3 年度に供用開始しました。

施設概要としては、阿智村の恩田井水水源（表流水）から取水した原水を、極楽浄水場に導水し、ろ過減菌を行った後、極楽配水池から浄水場周辺の新田地区に配水を行うとともに、上野配水池、山田河内配水池及び長原配水池に送水を行っています。

給水区域の地形が起伏に富んでいるため、減圧施設が減圧槽 9 箇所、減圧弁 51 基と非常に多いのが特徴です。

① 施設・設備、管路の建設年度別の投資額

図-13 のグラフは、水道施設の整備に要した事業費の額を現在の価値に換算して、年代別にグラフ化したものです。

供用開始前の 1980 年代後半に投資のピークがあり、今後、この時期に建設された管路・施設の更新時期が短期間に集中して到来することになるため、更新投資の為の財政的な負担や業務負荷が大きく、その対策が必要になります。

財政負担と業務量の集中を避けるためには、実際の使用可能年数に即した更新基準を設定したうえで、更新時期の平準化を図り、更新にあたってはダウンサイジングやスペックダウンなどにより投資規模を抑制することが求められます。

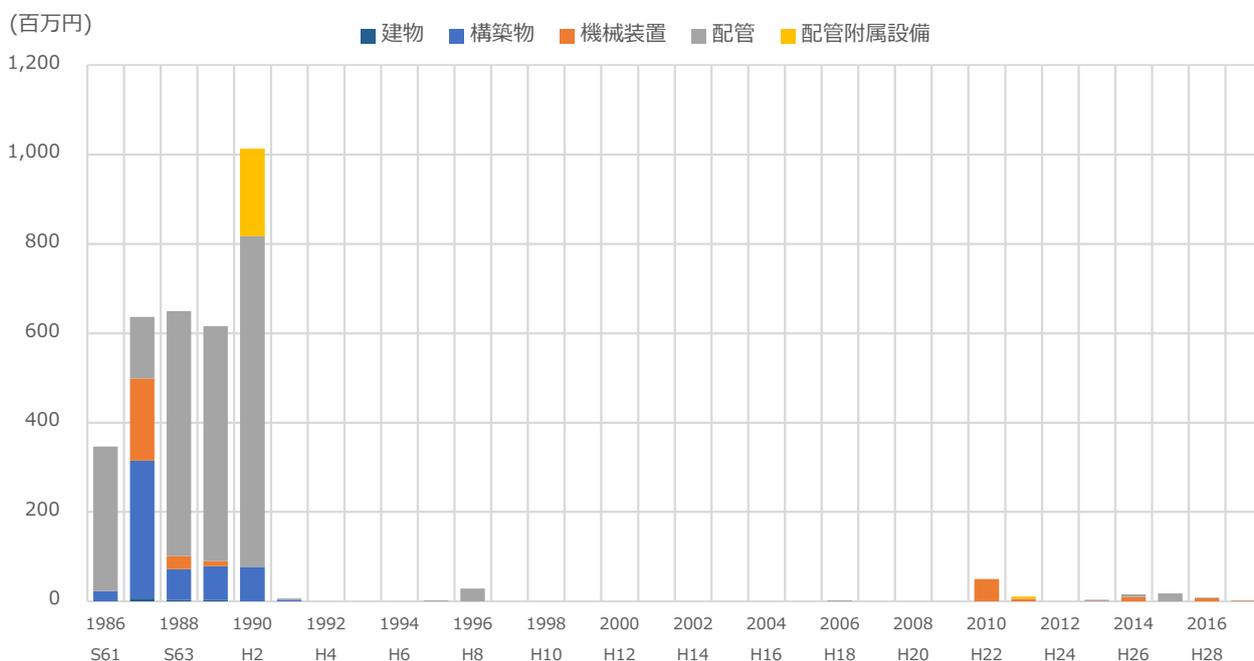


図-13 年度別投資額

② 設備・管路の更新需要額

設備や管路は地方公営企業法施行規則により法定耐用年数が決められていますが、実際の更新年数は法定耐用年数を超えていることが多いことが（公社）日本水道協会、（公財）水道技術研究センター）、関西水道事業研究会における調査事例で報告されています。

本計画においては、法定耐用年数の1.5倍を更新基準とし更新需要の額を試算しました（図-14）。

2018年度において既に更新基準を超えている設備があり、当面はこれらの設備について老朽化の程度に応じて計画的に更新を行う事が必要です。

これらの設備の更新需要の額は2億円を超えており、その財源の確保が課題となります。

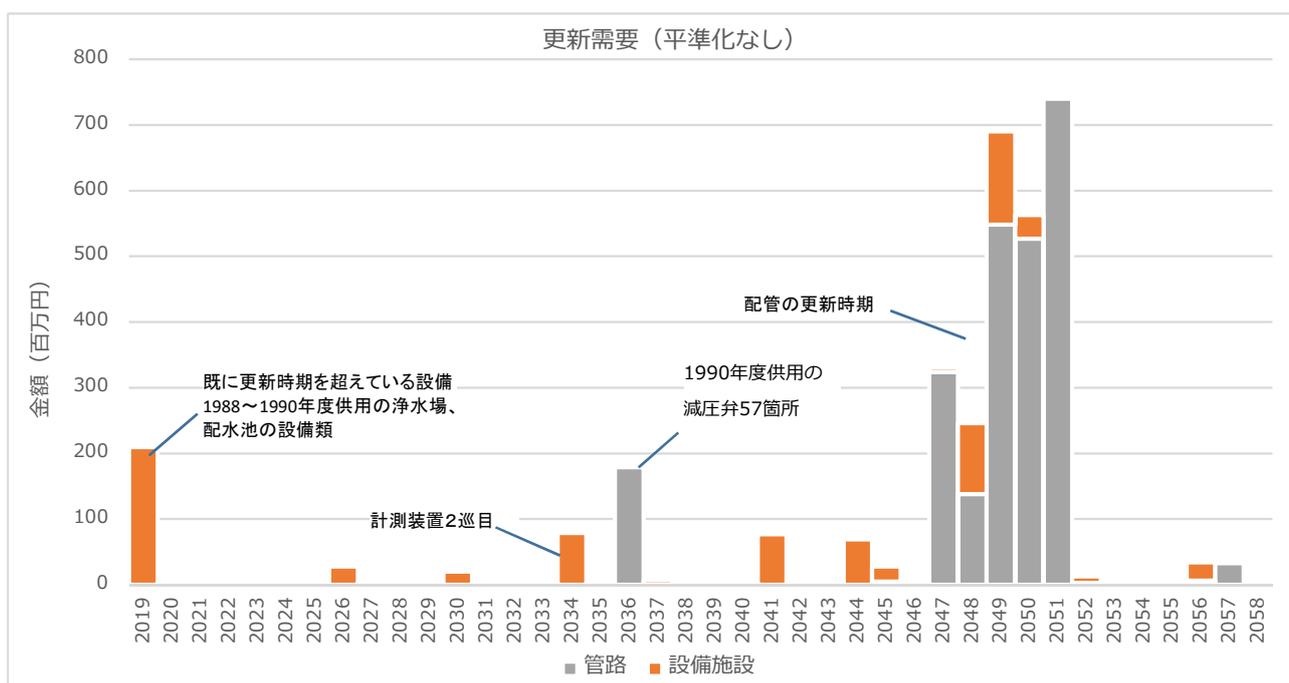


図-14 更新需要額

③ 耐震化の状況

耐震化については、全施設で耐震診断は未実施となっています。管路についても管路の耐震化は進んでいません。

今後、施設の耐震診断を進めるとともに耐震化を図る必要がありますが、また管路についても耐震性能を高める必要があるため、早期に被害予測調査等を実施し、管路の耐震化を計画的に進めていく必要があります。

(5) 組織の見通し

現在、職員は簡易水道事業以外の業務も兼務をしており、また、施設維持管理業務や検針業務、水質検査の民間委託により効率的な運営を図ってきました。

災害等の緊急時の対応やノウハウの承継を考えると増員が望まれますが、当面は現状の体制を維持する予定です。

3 経営の基本方針

下條村簡易水道事業では水道の恩恵を将来にわたって享受できる水道の構築を目指して「安全な水を安定的に供給する下條村の水道」を基本理念とし、「新水道ビジョン」（平成25年3月厚生労働省健康局）が示す「安全」、「強靱」、「持続」の観点から、事業が抱える課題を解消し、将来環境の変化にも的確に対応できる経営を目指します。

（1）水質管理を徹底し、安全でおいしい水の安定供給を継続します。

- ・ 浄水場から給水栓末端に至るまでの水質を適切に管理し、水質に係る情報を公開します。
- ・ 区域内の工場や施設、農業用地などにおいて、化学物質の排出や排水等に十分に注意を払い、水道水の取水に影響のない水源管理を行います。
- ・ 浄水処理の継続的なモニタリングを行うとともに、異物の混入の恐れに対しても、リスクを軽減する体制を構築し、水源水質の変動の影響を受けにくいシステムを構築します。

（2）自然災害等に強いしなやかな水道を目指し、水道施設が被災した場合であっても、被害を最小限にとどめ、かつ迅速に復旧できる体制を構築します。

- ・ 水道施設の耐震化を促進し、防災・減災対策を推進します。
- ・ 水道施設の定期的な診断・評価を行い、適正に施設更新を行います。
- ・ 基幹管路、浄水場、配水池の耐震化を図ります。また、基幹管路以外の管路や給水管についても、耐震性を向上させます。
- ・ 災害時や緊急時でも給水を可能とするための配水池容量や応急給水設備、給水車等を確保し、必要最低限の飲料水や生活用水が供給できる体制を構築します。
- ・ 豪雨・土石流等のさまざまな災害に備えた危機管理体制を確立します。

（3）能率的な経営のもと料金収入による健全かつ安定的な事業運営を行います。

- ・ 資産管理を適切に実施し、管路や構造物、機械・電気設備を計画的に補修・更新し、水道施設を起因とする事故の発生を抑制して、安定供給の信頼性の向上を図ります。
- ・ 水道施設の建設や設置においては環境に配慮し、ポンプ等の機械・電気設備は、より一層の省エネルギー化を図られたものを採用するなど、環境保全に取り組みます。
- ・ スマートメータ等の導入や、住民の生活様式に合った合理的な料金徴収体制を導入するなど水道サービスの向上を図ります。
- ・ 水道事業に精通する職員が適切に配置し、地域に根付く水道サービスの信頼を支えるとともに、人員の確保と育成を計画的に行います。

4 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙様式第2号のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

1. 耐震化

水道施設全体の耐震化率の向上を目指します。

簡易的な耐震診断を行い、その結果を踏まえて耐震化計画を策定した上で、給水区域内で最も重要な給水拠点を選定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を図ることを目標とします。中長期的には、水道の基幹施設の全てについて耐震化を実現することを目標とします。

但し、既存管路が比較的新しいため、計画期間内での布設替えは予定していません。更新が必要な時期が到来した管路から順次耐震管に布設替えを行います。

2. 機器・設備更新事業

各種機器や滅菌設備は、更新基準年度を経過したものから、順次更新していきます。但し、更新基準を経過した設備の更新需要の額は2億円を超えており、対象設備の緊急度・重要度を勘案して平準化しながら更新を行います。

各年度の更新費用は、更新需要を10年で平準化した以下の金額を予定しています（図-15）。

（単位：千円）

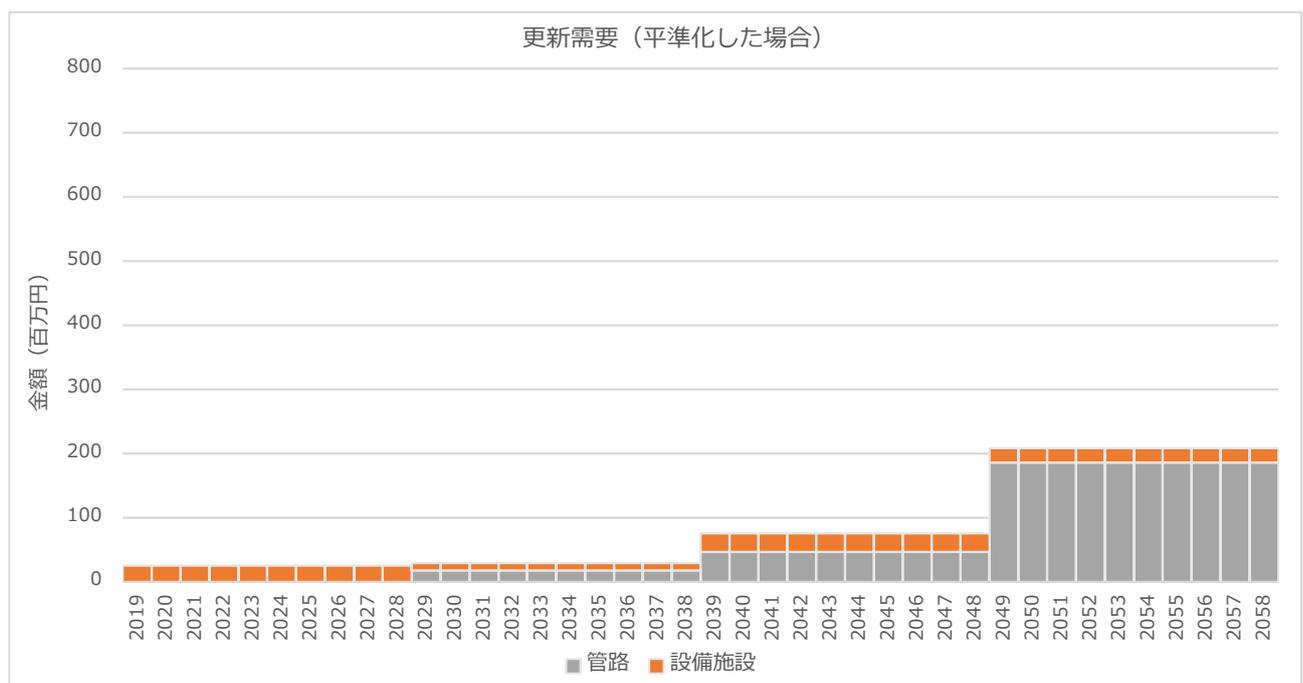


図-15 更新需要（平準化）

② 収支計画のうち財源についての説明

建設改良費の財源は、計画期間内においては料金収入等の自己財源及び基金取崩で確保できる見込みです。(図-16)。

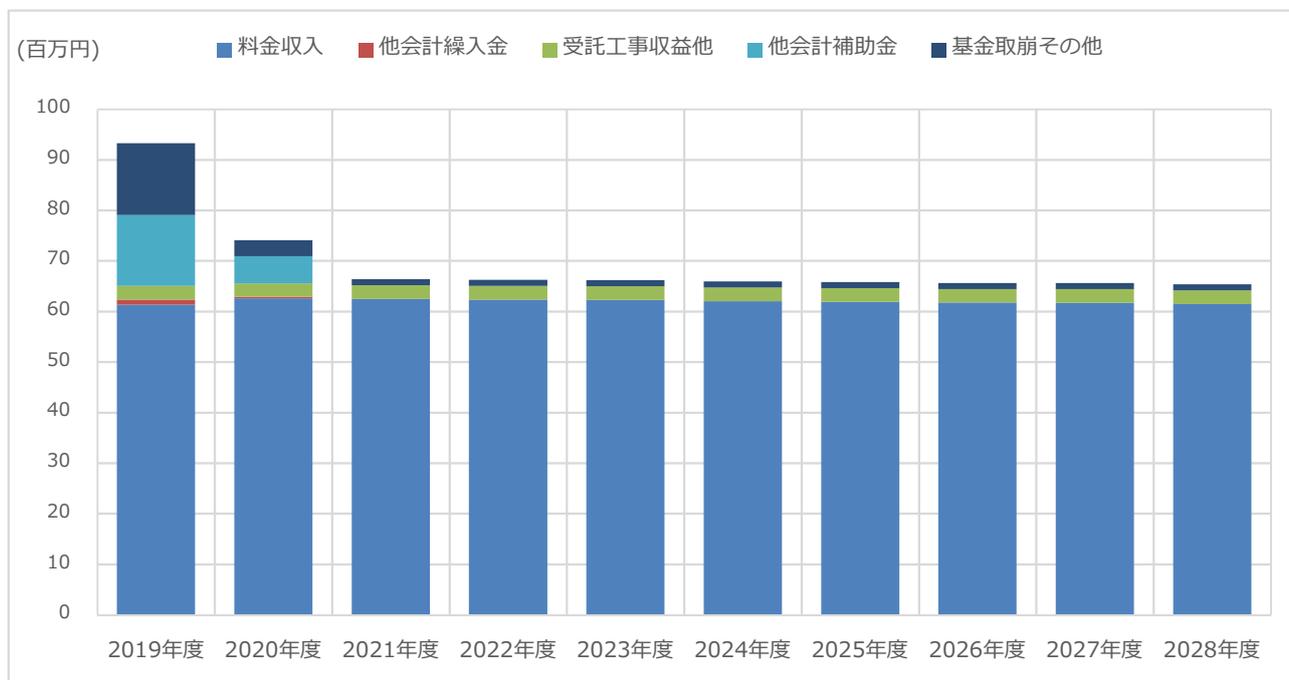


図-16 年度別財源構成

1. 料金収入

下條村の平成 29(2017)年度の下條村の料金単価は 149 円/m³であり、類似規模団体の平均値 180 円/m³（総務省提供の経営比較分析表データ）に比べ 17%程度安価となっています。

今後、電気・計装設備等の老朽化による更新や修繕が増加するため、その財源として水道使用料金の見直しが必要な時期に来ています。

収支計画では、料金改定は消費税率の改正に合わせて 5 %程度の改定を予定しています。

2. 国県補助金

計画期間内では、補助金の対象となる事業を予定しないため、国県補助金も見込んでいません。

3. 地方債

計画期間内では、地方債の起債は予定していません。

なお、2018 年度末の地方債残高は約 4,000 万円ですが、2020 年度には完済する予定です。

4. 他会計繰入金

地方債の償還財源として、一般会計で負担が認められている額（基準内繰入金）を予定しています。

5. 基金取崩

料金収入だけでは不足する財源は、基金の取り崩しにより補てんします。

なお、2018 年度末の基金残高は約 9,000 万円です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1. 支払利息

平成 29 年度末時点の地方債に対する支払予定額としています。

2. 人件費

現状の体制を続けることを想定して一定としています。

3. その他

将来の消費税法の改正については 2019 年 10 月から 10% で試算をしています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

1. 耐震化の推進

耐震化対策の方針としては、短期的には優先的に実施する必要性の高いものから耐震化を図り、次に断水エリア、断水日数の影響が大きい施設・管路の耐震化を推進し、最終的には耐震化が必要な施設の全てを耐震化することで、50年から100年先には水道施設全体が耐震化できていることを目指します。

2. 災害に備えた応急給水の準備

応急給水のための資機材をあらかじめ準備し、被災した場合の応急給水を円滑に実施するための体制を構築します。

3. 2次水源の確保

中山間地という下條村の地理的条件に適した水源の確保を検討します。水源を確保にあたっては、下條村独自の水源とすることで渇水や災害時にも最低限の水が供給できる環境を目指します。

4. 再生可能エネルギーや省エネルギー対策機器等の導入促進

再生可能エネルギーとしての小水力発電、太陽光発電、バイオマス発電、地熱発電等の導入可能性を検討します。また、省エネルギーの高効率機器、ポンプのインバータ制御、ピークカット用蓄電池等の導入を検討します。

5. 施設・設備の廃止・統廃合（ダウンサイジング）の検討

老朽化した施設の更新を計画する場合は、将来の水需要の動向を考慮し、ダウンサイジングして再構築することによって、建設費のみならず維持管理経費を削減する余地がないか検討します。

② 財源についての検討状況等

1. あるべき料金水準の検討

安全・安心・安定した水道水を供給するためには、施設設備の計画的な改築・更新が不可欠であり、その財源の確保が最も大きな課題です。受益者負担の原則に立ち、必要な負担について理解を得るための適切な情報提供に努め、あるべき料金水準のあり方について検討を進めます。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

現状以上に経費の削減の余地がないか以下のような観点から検討していきます。

1. 周辺自治体との広域化
2. 外部委託の推進による人件費等の削減
3. 多様な官民連携（PFI・PPP）の活用
4. アセットマネジメントの充実
5. 個別委託の包括的民間委託への移行
6. 情報通信技術の活用
7. 新技術の活用（省エネ技術や長寿命な管路の導入等）

5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年に一度を目安として見直し（ローリング）を行います。

見直しにおいては、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していくこととします。

以上

投資・財政計画(収支計画)

H29 H30 H31 消費税10%

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)										前年度 (決算)		本年度 平成31年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度				
		70,987	63,877	60,533	3,320	24	7,110	6,967	143	43,015	35,977	7,161	28,816	7,038	7,038	37,444	4,282	4,282	30,734	2,045	2,045	30,988	30,981	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174	
収益	1 総 収 益 (A)	64,460	61,985	59,621	2,304	60	2,475	2,141	334	334	6,636	37,444	4,282	4,282	30,734	2,045	2,045	30,998	30,734	30,734	30,988	30,981	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174		
	(1) 営 業 収 益 (B)	61,985	59,621	3,320	2,304	60	2,475	2,141	334	334	6,636	37,444	4,282	4,282	30,734	2,045	2,045	30,998	30,734	30,734	30,988	30,981	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174		
	ア 料 金 収 入 (C)	61,319	60,533	3,320	2,304	60	2,475	2,141	334	334	6,636	37,444	4,282	4,282	30,734	2,045	2,045	30,998	30,734	30,734	30,988	30,981	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	61,319	60,533	3,320	2,304	60	2,475	2,141	334	334	6,636	37,444	4,282	4,282	30,734	2,045	2,045	30,998	30,734	30,734	30,988	30,981	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174		
	ウ そ の 他 収 益 (C)	61,319	60,533	3,320	2,304	60	2,475	2,141	334	334	6,636	37,444	4,282	4,282	30,734	2,045	2,045	30,998	30,734	30,734	30,988	30,981	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174		
収益的収入	(2) 営 業 外 収 入 (D)	2,475	2,141	24	2,304	60	2,475	2,141	334	334	6,636	37,444	4,282	4,282	30,734	2,045	2,045	30,998	30,734	30,734	30,988	30,981	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174		
	ア 他 会 社 収 入 (D)	2,475	2,141	24	2,304	60	2,475	2,141	334	334	6,636	37,444	4,282	4,282	30,734	2,045	2,045	30,998	30,734	30,734	30,988	30,981	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174		
	イ そ の 他 収 入 (D)	2,475	2,141	24	2,304	60	2,475	2,141	334	334	6,636	37,444	4,282	4,282	30,734	2,045	2,045	30,998	30,734	30,734	30,988	30,981	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174		
	ア 費 用 (D)	48,362	43,015	35,977	3,320	24	7,110	6,967	143	43,015	35,977	7,161	28,816	7,038	7,038	28,816	7,038	7,038	28,816	28,816	28,816	28,816	28,816	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174	
	イ 営 業 費 用 (D)	48,362	43,015	35,977	3,320	24	7,110	6,967	143	43,015	35,977	7,161	28,816	7,038	7,038	28,816	7,038	7,038	28,816	28,816	28,816	28,816	28,816	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174	
収益的支出	(1) 営 業 費 用 (E)	44,080	35,977	3,320	2,304	60	7,110	6,967	143	43,015	35,977	7,161	28,816	7,038	7,038	28,816	7,038	7,038	28,816	28,816	28,816	28,816	28,816	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174	
	ア 職 員 給 与 費 用 (E)	44,080	35,977	3,320	2,304	60	7,110	6,967	143	43,015	35,977	7,161	28,816	7,038	7,038	28,816	7,038	7,038	28,816	28,816	28,816	28,816	28,816	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174	
	イ 退 職 手 当 金 (E)	6,636	7,161	24	2,304	60	7,110	6,967	143	43,015	35,977	7,161	28,816	7,038	7,038	28,816	7,038	7,038	28,816	28,816	28,816	28,816	28,816	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174	
	イ そ の 他 収 入 (E)	6,636	7,161	24	2,304	60	7,110	6,967	143	43,015	35,977	7,161	28,816	7,038	7,038	28,816	7,038	7,038	28,816	28,816	28,816	28,816	28,816	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174	
	イ そ の 他 収 入 (E)	6,636	7,161	24	2,304	60	7,110	6,967	143	43,015	35,977	7,161	28,816	7,038	7,038	28,816	7,038	7,038	28,816	28,816	28,816	28,816	28,816	27,427	27,427	27,378	1,192	1,192	27,145	30,951	30,940	30,940	64,440	64,423	64,174	
資本的収入	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	16,098	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	27,972	
	1 資 本 的 収 入 (F)	29,351	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	
	(1) 地 方 債 平 準 化 債 償 還 金 (F)	29,351	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713	27,713
	(2) 他 会 社 補 助 金 (F)	25,159	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533	25,533
	(3) 他 会 社 借 入 金 (F)	14,034	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326
資本的支出	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 (F)																																			
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 (F)																																			
	(6) 工 事 負 担 金 (F)	1,192	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	
	(7) そ の 他 収 入 (F)	3,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	2 資 本 的 支 出 (G)	47,030	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144	54,144
資本的支出	(1) 建 設 費 (G)	5,917	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	41,113	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834	51,834
	(3) 他 会 社 長 期 借 入 金 返 還 金 (H)																																			
	(4) 他 会 社 へ の 繰 出 金 (H)																																			
	(5) そ の 他 収 入 (H)																																			
収支再差引	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 17,680	△ 26,431	△ 26,431	△ 26,431																															

用語解説

用語	説明
アセツト マネジメント	水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動をいう。
一般会計	一般会計年度（4月1日から翌年3月末日まで）における地方公共団体の現金収入と現金支出（歳入・歳出）の出納を一般的に経理する会計のうち、行政運営における基本的な経費を中心に計上し、経理する会計をいう。
一般会計繰入金	簡易水道事業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
簡易水道事業	計画給水人口 101 人以上 5,000 人以下に給水する計画の水道事業をいう。
管路更新率	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$ <p>当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。</p>
管路の耐震化率	$\frac{\text{耐震管延長}}{\text{管路延長}} \times 100$ <p>管路延長に対する耐震管の延長を表す指標。</p>
給水原価	$\frac{\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金(繰上償還分除く。)}}{\text{年間有収水量} [\text{円}/\text{m}^3]}$ <p>有収水量 1 m³あたりどれだけの費用を要しているかを示す指標。</p>
基幹管路	水道管路網のうち、特に重要な部分のこと。具体的には、水源から浄水場までをつなぐ「導水管」、浄水場と配水地をつなぐ「送水管」、配水池から各家庭などに分岐する「配水本管」の3つから構成される。
基幹施設	地震などの災害において、施設が破損すると、生活に重大な影響をもたらす可能性がある施設のこと。具体的には、浄水場や配水池などが該当する。
給水	給水申込者に対して、水道事業者が布設した配水管より直接分岐して、給水装置を通じて飲用に適する水を供給すること。
給水管	給水装置及び給水装置より下流の受水槽以下の給水設備を含めた水道用の管で呼び径 13～50mm のサイズが主流である。
給水区域	当該水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域をいう。

用語	説明
給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。
給水収益	簡易水道事業会計における営業収益の一つで、営業収益のうち、最も重要な位置を占める収益のこと。通常、水道料金として収入となる収益がこれにあたる。
給水量	給水区域内の一般の需要に応じて給水するため、水道事業者が定める事業計画上の給水量のこと。
行政区域内人口	行政を行う上での地域の区分内での住民基本台帳に基づく人口。
経営戦略	水道事業者が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のこと。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を主な構成要素とする。
計画給水人口	水道事業経営の認可に係わる事業計画において定める給水人口をいう。水道施設の規模を決定する要因の一つであり、計画給水区域内の常住人口を基に計画年次における人口を推定し、これに給水普及率を乗じて定める。
原水	浄水処理する前の水。水道原水には大別して地表水と地下水があり、地表水には河川水、湖沼水、貯水池水が、地下水には伏流水、井水などがある。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
施設利用率	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$ <p>一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。</p>
資本的収支	事業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費および建設改良にかかる地方債償還金などの支出とその財源となる収入のこと。
収益的収支	水道事業の営業活動に伴って発生する収入と支出のこと。
収益的収支比率	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$ <p>料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。</p>
従量料金	水の使用量に応じて負担する水道料金のこと。

用語	説明
浄水場	浄水処理に必要な設備がある施設のこと。原水の水質により浄水方法は異なる。
浄水処理	水道水としての水質を得るため、原水水質の状況に応じて水を浄化すること。固液分離プロセスと消毒プロセスとを組み合わせたものが中心となっている。通常の浄水処理を行っても浄水水質の管理目標に適合しない場合は、活性炭処理法、オゾン処理法、生物処理法などの高度浄水処理プロセスを組み合わせる行う。
受水	水道事業者が、水道用水供給事業者から浄水（水道用水）の供給を受けること。
水源	一般に取水する地点の水をいうが、河川最上流部やダム湖などその水の源となる地点の水を指す場合がある。水源の種類には、河川表流水、湖沼水、ダム水、地下水、湧水、伏流水がある。
送水	浄水場で処理された浄水を、配水池などへ管路などによって送ること。
耐震化、地震対策	地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性、重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保すること、また、施設の耐震性能を確保する対策をいう。
耐用年数	減価償却資産が利用に耐える年数をいう。
地方債	簡易水道事業者が事業資金にあてるために国等から調達する長期の借入金。施設・管路等の建設・改良やその他の事業資金の財源となる。
地方債残高対給水収益比率	$\frac{\text{地方債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$ 給水収益に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標。
地下水	地表面下にある水をいい、不圧地下水と被圧地下水が、また、浅層地下水と深層地下水がある。一般に地下水は、河川水に比べて水量、水質、水温が安定した水源である。
超過料金	水道料金のうち、水の使用量に応じて負担する料金のこと。
配水量	配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量。配水量は料金水量、消火水量、折損補償水量、メーター不感水量、局事業用水量などからなる有効水量と、漏水量、調定減額水量からなる無効水量に区分されている。

用語	説明
配水池	給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池のこと。通常は標高の高い場所に設置し、位置エネルギーにより水道水を自然流下させて、配水圧を確保する。
表流水	河川、湖沼の水のようにその存在が表地面にあるものをいう。取水が容易で量が確保しやすく優れた水道水源のひとつ。取水は、河川やダムに設けた取水施設から行うが、通常は水利権を得ることが必要となる。地表水とほぼ同じ。
伏流水	河川水は河道に沿って表流水となって流れる水の他に、河床や旧河道などに形成された砂利層を潜流となって流れる水が存在する場合がある。この流れを伏流水という
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
有収水量	料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量をいう。
有収率	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$ 施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標
料金回収率	$\frac{\text{料金単価}}{\text{給水原価}} \times 100$ 給水に係る費用が、どの程度料金収入で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である
料金単価	$\frac{\text{料金収入}}{\text{年間有収水量}} \text{ [円/m}^3\text{]}$ 水道料金の対象となった水 1 m ³ 当たりで得られた収入。水道料金の水準を示す指標。
類似規模団体平均	給水形態、法の適用状況、現在給水人口で区分された類似団体の平均値のことをいう。
P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式の事業形態のこと。
P P P	パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態のこと。P F I との違いは、P F I は公共が基本的な企画計画をつくるどころ、P P P では企画計画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法となっている。